

## 平成27年度事業報告

平成27年度は、新たな執行体制で臨んだ1年であったが、会員各位の支援のもと大きな会務の停滞もなく運営できたものと感じている。司法書士会の活動は安定と継続が重要な要素と考えるが、今期の事業活動も年度当初に掲げた「相談事業」「社会公益活動事業」「研修事業」「会員業務の充実」の4事業の継続を念頭に置きながら、状況の変化にも柔軟に対応して積極的に取り組んできた。

平成28年3月11日には東日本大震災から満5年という節目の年を迎えた。原発事故という本県独自の事故災害は前例の無い額の損害と多数の被害者を生じさせた。5年が経過し被災者の状況も変わりつつあるが、まだまだ安定した生活を取り戻せていない被災者は多数に上る。災害対策実施本部を中心に被災者の変化に対応しつつ支援活動に取り組んできたが、支援活動は中長期にわたるものと考えている。

また震災復興事業の公共用地取得において障害となる「相続登記未了問題や困難登記の解消」において司法書士の専門性に大きな注目と期待が寄せられている。関係機関との連携にも継続した対応が求められる。

相談事業では、6支部に置かれた司法書士総合相談センターで開催される毎月2回の無料相談会を中心として相談活動が行われているが、各自治体、法テラス、消費生活センター等の相談員の派遣要請、各支部対応の相談会、震災関連相談会等を含めると、毎月多くの相談会が開催されている。引き続き多くの会員のご支援をお願いするところである。

社会公益活動事業では、高校生（未成年者）のための法律教室が高校や専門学校において開催された。18歳選挙権付与の法改正についても講義内容に加え高校や専門学校から司法書士の事業として高い評価を頂いた。また平成27年度は行政において「なりすまし詐欺等防止」の取組みが一層強化された年となったが、本会の消費者問題研究委員会の啓発DVDを使った活動は時宜を得たものとなり、支部研修会をはじめ関係各方面からの講演要請に対応した。

会員に向けた事業の柱として掲げた「研修事業」「会員業務支援」については、例年の3回の会員研修会に加え連合会の「同時配信研修」を専門分野研修会として開催した。また今期から支部の研修事業支援として「会員業務支援室」の困難登記事例等の検討成果と会社法人等番号（マイナンバー）に関する留意点について各支部統一の研修会を実施した。

第3回会員研修会では「民法改正（債権法改正）」という重要な法律の改正に備えて研修課題に取り上げたが、親族相続法に関する改正もあり民法の継続した研修の必要性を感じる。「研修計画策定会議」での早期の計画立案と研修課題

の検討を通じて更に充実を図っていききたい。

業務支援には「情報提供」というもう一つの重要な側面がある。連合会をはじめ多方面から様々な情報が提供されるが、会員業務に重要と判断される内容の文書は毎月の定期発送により文書そのものを配布し、連合会の研修会情報やシンポジウム・イベント開催の案内等その他の情報については「会員通信」の各部報告や情報インデックスで周知を図っている。是非ともご一読をお願いしたい。

終わりに総務関係に触れたい。総務部、総務関係の各委員会は言わば司法書士会の礎石ともいえる活動を担っている。苦情に対応する市民窓口における対応や紛議調停は件数的な増加は見られないものの、申立人の資質の変化等もあり精神的負担の大きな職務である。1件あった紛議調停においては休日を問わず申請人の要求に応じて期日が開催された。また紛議調停委員会の委員数について事案の対応に不安があるとの意見に応じて2名の増員を図った。

独立性の高い綱紀調査委員会に関しては、法務局の全件調査委嘱に移行してから量定意見小理事会の開催にいたる事案は発生していない。非違行為無しとする綱紀調査結果に基づいて懲戒処分が為されなかった事案が1件存する。

公平、公正な対応と事実の確認など改めて適切な運営がなされるための委員の継続した研修は欠かせない。

以上、平成27年度の事業の総括的な報告とするが、何れの事業も会員の理解と支援、そして事務局の間断のない対応によるものであることを再確認する1年であった。改めて敬意を表し感謝を申し上げたい。